

➤ 離職されたみなさまへ ◀

◆このパンフレットは、離職されたみなさまに特に重要なことを記載しています。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。また、あわせて「離職票－2」の裏面もお読みください。

※受給手続きには個人番号確認書類(マイナンバーカード等)が必要です。

① 雇用保険の求職者給付とは

雇用保険の失業等給付には、失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として、「求職者給付」があります。「求職者給付」には、一般被保険者に対する「基本手当」、高年齢被保険者(※1)に対する「高年齢求職者給付金」、短期雇用特例被保険者(※2)に対する「特例一時金」などがあります。

以下、最も代表的な「基本手当」(いわゆる失業手当)を中心に、その内容や手続きを説明します。

※1 65歳以上の方であって特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の方

※2 季節的業務に期間を定めて雇用されている方、季節的に入・離職されている方

**失業の状態ですぐに働ける方は
受給資格決定の手続きを**

**病気、出産、育児などですぐに働けない方は
受給期間延長申請を**

②以降を参照してください

4ページの⑩を参照してください

② 失業の状態ですぐに働ける方とは

離職し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力(健康状態・家庭環境など)があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態」にある方をいいます。

③ 次のような方は、原則として求職者給付の支給を受けられません

求職者給付(基本手当ほか)は、再就職をめざす方を支援する制度です。

原則として次に該当する方には支給されませんが、その状態によって支給可能になる場合もありますので、ハローワークにご相談ください。

- | | |
|---|---|
| ① 家事に専念する方 | ⑦ 自分の名義で事業を営んでいる方 |
| ② 昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方 | ⑧ 会社の役員等に就任している方
(就任の予定や名義だけの役員も含む) |
| ③ 家業に従事し職業に就くことができない方 | ⑨ 就職・就労中の方(試用期間を含む) |
| ④ 自営を開始、または自営準備に専念する方
(求職活動中に創業の準備・検討を行う方は支給可能な場合があります。) | ⑩ パート、アルバイト中の方(※週あたりの労働時間が20時間未満の場合、就労した日、収入額の申告が必要となりますが、その他失業している日については基本手当の支給を受けることが可能な場合があります。) |
| ⑤ 次の就職が決まっている方 | ⑪ 同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職の予定がある方 |
| ⑥ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方 | |

厚生労働省 HP に雇用保険の Q&A を掲載しておりますので、ご覧ください。

【URL はこちら】 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508.html>



④ 求職者給付を受ける手続きは

雇用保険の求職者給付を受給するためには、みなさまの住所を管轄するハローワーク（8 ページ参照）へ、ご自身で求職申し込み（7 ページ参照）などの手続きをしてください。

なお、主として都道府県内の別のハローワークで求職活動を行う方は、ご相談ください。

受給手続きに必要なもの

1. 離職票—1 → 氏名や口座番号などを記入してください。（下の記入例を参照）ただし、個人番号欄はハローワークに来所してから、窓口でご本人様が記載してください。下記3の書類を必ず持参してください。

2. 離職票—2

3. マイナンバーカード

マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の①個人番号及び②身元（実在）確認書類をお持ちください。

① 個人番号確認書類（いずれか1種類）

通知カード、個人番号の記載のある住民票（住民票記載事項証明書）

記入例

② 身元（実在）確認書類（（1）のうちいずれか1種類。

（1）の書類をお持ちでない方は、（2）のうち異なる2種類（コピー不可））

（1）運転免許証、運転経歴証明書、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）など

（2）公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書など

4. 本人の印鑑（認印・スタンプ印以外）

5. 写真2枚（最近の写真、正面上半身、
対3.0 cm×3.0 cm。1枚は離職票—2の下部にある写真貼付欄に貼付してください）

6. 本人名義の預金通帳（一部の金融機関を除く）

ただし、金融機関指定届に金融機関による確認印があれば、通帳は必要ありません。

7. 船員であった方は船員保険失業保険証および船員手帳

求職者給付等払渡希望金融機関指定届						
届出者	フリガナ	ロウドウ タロウ				
	1 氏名	労働 太郎				
届出者	2 住所又は居所	山形市香澄町3-2-1				
	フリガナ	○×ギンコウ △◇シデン				
払渡希望 金融機関	3 名称	○×銀行 △◇支店		金融機関 確認印	○× 銀行 △◇ 支店	
	4 銀行等	口座番号	1234567			
	5 ゆうちょ銀行	記号番号				
				金融機関コード	店舗コード	
				0 8 7 6	3 4 5	

◆ 船員であった方が、離職後、引き続き船員での就職を希望される場合は、地方運輸局での求職申し込み手続きをお願いします。

⑤ 求職者給付を受ける資格は【基本手当の受給資格】

◆ 原則として、**離職の日以前2年間に12か月以上**被保険者期間（※1）がある。

◆ 倒産・解雇等による離職の場合（特定受給資格者に該当）、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合（特定理由離職者に該当）（※2）は、**離職の日以前1年間に6か月以上**被保険者期間がある。

※1 被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。

※2 特定受給資格者・特定理由離職者については3ページの⑨をご参照ください。

《複数枚の離職票をお持ちの方は、短期間の離職票であっても全て提出してください》

★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金は、**離職の日以前1年間に6か月以上**の被保険者期間が必要となります。

⑥ 1日当たりの給付額【基本手当日額】

失業している日に受給できる1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。

原則として、離職の日以前の6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（「賃金日額」といいます）のおよそ5～8割で、賃金の低い方ほど高い給付率となっています。また、基本手当日額には、上限額・下限額が定められています。

◆ およその計算式

$$\left(\frac{\text{離職以前6か月の賃金の合計}}{180} \right) \times (\text{給付率}) \times (50 \sim 80\%) \times \text{※} = \text{【基本手当日額】}$$

※ 60～64歳の方については45～80%

⑦ 基本手当の給付日数【所定給付日数】

離職日が平成 29 年 4 月 1 日以降の方から適用

◆ 定年、契約期間満了や自己都合退職の方

被保険者であった期間 離職時の満年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65 歳未満	90日	120日	150日

◆ 障害者等の就職困難者

被保険者であった期間 離職時の満年齢	1 年未満	1 年以上
45 歳未満	150日	300日
45 歳以上 65 歳未満		360日

◆ 特定受給資格者・一部の特定理由離職者

被保険者であった期間 離職時の満年齢	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
30 歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30 歳以上 35 歳未満		120日	180日	210日	240日
35 歳以上 45 歳未満		150日		240日	270日
45 歳以上 60 歳未満		180日	240日	270日	330日
60 歳以上 65 歳未満		150日	180日	210日	240日

次の方には、一時金を一括支給します。

◆ 高年齢被保険者（65 歳以上で退職された方）

被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

◆ 短期雇用特例被保険者（季節的業務に就いていた方）

特例一時金の額	40日分
---------	------

（暫定措置）

※「被保険者であった期間」には、今回離職した事業所以前の雇用保険に加入していた期間を通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

⑧ 支給の開始と期間【待期】【給付制限】【受給期間】

離職理由	解雇、定年、契約期間満了で離職	自己都合、懲戒解雇で離職
支給の開始	離職票を提出し、求職申し込みをしてから 7日間の失業している日（待期） が経過した後	離職票を提出し、求職申し込みをしてから 7日間の失業している日（待期）+ 3か月（給付制限） が経過した後
受給期間	離職の日の翌日から 1 年間 1 年の間に所定給付日数を限度として支給します。受給期間を過ぎてしまうと、給付日数が残っていても支給されません。（早めに手続きをしてください）	

※ 基本手当を受けるには、原則として 4 週間に 1 回の認定日に、失業の認定を受ける必要があります。

★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金の受給期限（支給を受けることができる期限）は**離職の日の翌日から 1 年を経過する日**、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金の受給期限は**離職の日の翌日から 6 か月を経過する日**となります。

⑨ 特定受給資格者、特定理由離職者とは

◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」とは

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方であり、**特定理由離職者**とは、特定受給資格者以外で、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した方です。それぞれ該当者の範囲が定められています。

◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」に該当するかどうかの判断

特定受給資格者・特定理由離職者に該当するかどうかの判断は、離職理由により、ハローワークが行います。離職理由の判定は、事業主が主張する離職理由と、離職者が主張する離職理由を把握し、それぞれの主張を確認できる資料による事実確認を行った上で、最終的にハローワークにて慎重に行います。

特定受給資格者および特定理由離職者の範囲と判断基準については、ハローワークにお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページにパンフレットを掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135026.html>

※ 有期契約を反復更新している方（契約期間が計 3 年未満）で契約期間が短期間となるなど労働条件の低下があり、さらに本人が契約更新を希望したにもかかわらず不更新条項がついた場合等は、特定理由離職者に該当する場合があります。

⑩ すぐに働くことができない方は…65歳未満で退職された場合は【受給期間延長】

離職後1年の基本手当の受給期間内に、下記の理由で働くことができない状態が30日以上続いた場合は、受給期間を延長することができます。

また、教育訓練給付の受講を希望している方については、訓練を受けられる期間を延長することもできます。

- ① 病気やけがで働くことができない(健康保険の傷病手当、労災保険の休業補償を受給中の場合を含む)
- ② 妊娠・出産・育児(3歳未満に限る)などにより働くことができない
- ③ 親族の介護のため働くことができない
- ④ 60歳以上の定年等により離職して、しばらくの間休養する(船員であった方は年齢要件が異なります)

受給期間延長の申請手続き

延長理由	病気やけが、妊娠、出産、親族の介護 など	60歳以上の定年 など
申請期間	離職の日(働くことができなかった日)の翌日から30日過ぎてから早期に申請いただくことが原則ですが、延長後の受給期間の最後の日までの間であれば申請は可能	離職の日の翌日から2か月以内
延長期間	(本来の受給期間) 1年 + (働くことができない期間) 最長3年間	(本来の受給期間) 1年 + (休養したい期間) 最長1年間
提出書類	受給期間延長申請書、離職票一2、本人の印鑑(認印・スタンプ印以外) 延長理由を証明する書類	
提出方法	本人来所、郵送、代理の方(委任状が必要)	原則として本人来所
提出先	住所を管轄するハローワーク(受給資格決定後は、当該受給資格決定を行ったハローワーク)	

(注) 申請期間内であっても申請が遅れると所定給付日数の全部又は一部が受給できなくなる場合もあるので、延長申請は引き続き30日以上職業に就けなくなった日の翌日以降、速やかにご提出ください。



※ 申請可能な期間であっても、申請が遅い場合は、受給期間延長を行っても基本手当の所定給付日数の全てを受給できない可能性がありますので、ご注意ください。

★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期特例被保険者であった方に支給される特例一時金については、受給期限(支給を受けることができる期限)の延長はできません。

⑪ 年金との併給調整について

65歳未満の方に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金と雇用保険の基本手当は同時には受けられません。基本手当を受給するために求職の申込みをすると、基本手当の受給が終了するまでの期間、老齢厚生年金・退職共済年金が全額支給停止になります。

詳細は、お近くの[日本年金機構の各年金事務所](#)へご確認ください。

⑫ 国民健康保険料(税)の軽減について

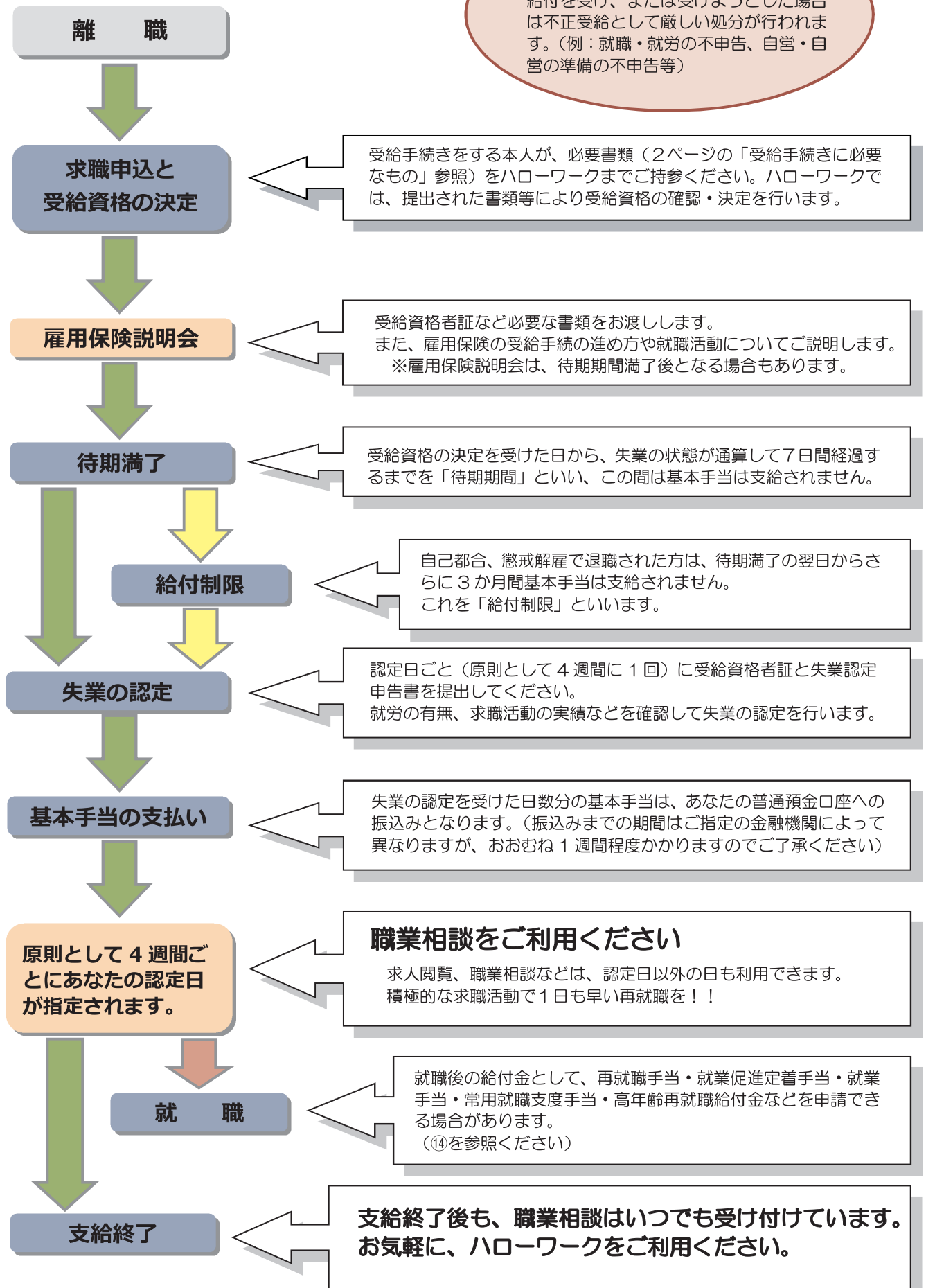
特定受給資格者・特定理由離職者として基本手当を受ける方には、国民健康保険料(税)が軽減される制度があります。(高年齢受給資格者・特例受給資格者は軽減制度の対象にはなりません)

軽減を受けるためには届け出が必要となります。詳細は、[お住まいの市町村の国民健康保険担当](#)へご確認ください。

⑬ 基本手当の受給手続きの流れ

ご注意ください！

偽りその他不正の行為によって求職者給付を受け、または受けようとした場合は不正受給として厳しい処分が行われます。（例：就職・就労の不申告、自営・自営の準備の不申告等）



⑭ 早期の再就職に支給される手当

ハローワークに求職の申し込み（離職票の提出）をして、待期期間を経過した後、早期に安定した職業に就いた（※）方には、**再就職手当**を支給します。就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、受給期間内に残っている基本手当の支給日数（支給残日数）が所定給付日数の3分の1以上〔3分の2以上〕ある場合は、支給残日数の6割〔7割〕に相当する日数に基本手当日額を乗じた額（1円未満は切り捨て）を受給できます。受給には一定の要件を満たすことが必要です。

※ 雇用保険の被保険者となる場合や、事業主となって雇用保険の被保険者を雇用する場合など。

更に、再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける前の賃金に比べて低下している場合、**就業促進定着手当**の給付を受けることができます。

また、受給期間内に所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態（1年を超える見込みのない雇用）で就業した場合には、その就業日ごとに基本手当日額の3割（1円未満は切り捨て）の**就業手当**が支給されます。

なお、どちらの手当も、年齢により基本手当日額に上限額があります。

離職理由による給付制限を受けた方は、待期期間の満了後1か月間は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介で就職された場合のみ再就職手当・就業手当が支給されます。

上記の手当以外にも「常用就職支度手当」があります。いずれの手当も支給要件などの詳細については、ハローワークにお問い合わせください。

60歳以降に再就職した方には・・・

一定の要件を満たす60歳以上65歳未満（※）の雇用保険の被保険者に、高年齢雇用継続給付が支給されます。 ※船員については生年月日によって55歳以上60歳未満となることがあります。

高年齢雇用継続給付には、**高年齢雇用継続基本給付金**と**高年齢再就職給付金**の2種類があります。

高年齢雇用継続基本給付金は、雇用保険の基本手当等（再就職手当等の基本手当を支給したとみなされる給付を含む）の支給を受けずに再就職した方が対象となる給付金です。60歳到達後の各月の賃金が60歳到達時の賃金に比べて75%未満である場合に支給されます（支給額は各月に支払われた賃金の15%を限度として、賃金の低下率に応じて支払われます）。

高年齢再就職給付金は、離職後に基本手当を受給している60歳以上65歳未満の方が、支給日数を100日以上残した状態で再就職（1年を超える雇用見込み）し、再就職後の各月の賃金が賃金日額の30日分と比べて75%未満である場合に、支給されます（支給額は各月に支払われた賃金の15%を限度として、賃金の低下率に応じて支払われます）。ただし、再就職手当（上記⑭）と同時に受けることはできません。

再就職の第一歩は、まずご自身をよく知ることから始まります。

これまでの職歴を棚卸しながら、次ページの記入例を参考に求職申込書をお書きください。

**再就職のために
ハローワークを活用して
職業相談を!!**

求職申込書記入例

求職申込書を作成して、自己のキャリアを振り返り、一つずつ整理していくことは、応募先を選ぶ際に役に立ち、早期再就職への一歩となります。

ポイント①

「直近の勤務先」

そこでの仕事内容を振り返り、これからの仕事や希望条件について考えてみましょう。

ポイント②

「経験した主な仕事」
単に「事務」「営業」だ

単に「事務」、「営業」だけでなく、その中でも“どのような内容であったか”“どの程度の仕事を任されていたのか”など、より具体的に記入することで、ご自身の職業経験をアピールしやすくなります。

ポイント③

「自分のスキル」
学歴の他 受講した職業

免許・資格は所持しているものに加え、現在勉強しているものもあわせて記入し、ご自身のスキルを再確認しましょう。

ポイント④

「就職についての希望」
あなたが実際に就職活動

ポイント①～③と、今までの状況なども考慮の上、マッチングを意識した条件を記入しましょう。

◆左記を参考に必ず鉛筆でご記入ください。

[illegible]

ハローワーク(公共職業安定所)一覧表

ハローワーク (公共職業安定所)	所在地 (郵便番号)	電話番号	管轄区域
ハローワーク山形	〒990-0813 山形市松町2-6-13	TEL 023-684-1521 FAX 023-684-2448	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町
ハローワーク米沢	〒992-0012 米沢市金池3-1-39 米沢地方合同庁舎内	TEL 0238-22-8155 FAX 0238-22-8158	米沢市、南陽市、高畠町、川西町
ハローワーク酒田	〒998-8555 酒田市上安町1-6-6	TEL 0234-27-3111 FAX 0234-27-3575	酒田市、庄内町、遊佐町
ハローワーク鶴岡	〒997-0013 鶴岡市道形町1-13	TEL 0235-25-2501 FAX 0235-25-2504	鶴岡市、三川町
ハローワーク新庄	〒996-0011 新庄市東谷地田町6-4 新庄合同庁舎内	TEL 0233-22-8609 FAX 0233-22-7849	新庄市、金山町、最上町、舟形町、 真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
ハローワーク長井	〒993-0051 長井市幸町15-5	TEL 0238-84-8609 FAX 0238-84-2342	長井市、小国町、白鷹町、飯豊町
ハローワーク村山	〒995-0034 村山市榎岡五日町14-30	TEL 0237-55-8609 FAX 0237-53-3138	村山市、東根市、尾花沢市、大石田町
ハローワーク寒河江	〒991-8505 寒河江市大字西根字石川西340	TEL 0237-86-4221 FAX 0237-86-7723	寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町

地方運輸支局等

※船員であった方で、離職後引き続き船員での就職を希望される方

地方運輸支局	所在地 (郵便番号)	電話番号	管轄区域
山形運輸支局	〒998-0036 酒田市船場町2-5-43	TEL 0234-22-0084 FAX 0234-22-0700	山形県内

※ 雇用保険の手続きは、月曜日～金曜日（休祝日・年末年始を除く）の8時30分～17時15分です。

※ ご来所の際は、駐車場が限られていますので、なるべく公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします。

詳しい手続きについては、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。